



答 申 第 7 6 4 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、令和元年 8 月 23 日付け神保障支第 2859 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 障害者の孤立化や虐待など重大事案の未然防止、早期発見を目的として障害者見守り台帳を作成するため、関係機関や本人からの調査により、入所施設情報等を収集することは、障害者が安心して生活できる地域見守り体制の構築に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎…条例第7条第3項に該当する情報

【収集内容】

■福祉情報システムから抽出する情報

- ・郵便番号
- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日

◎障害程度（身体障害者・知的障害者）

◎障害種別（身体障害者）

◎障害区分（身体障害者）

◎等級（精神障害者）

◎障害福祉サービス支給決定情報

◎障害福祉サービス利用情報

◎重度心身障害者介護手当受給情報

- ・要配慮者

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

◎入所している施設または入院している病院

◎受給中の福祉サービス

- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・同居者の有無（本人との関係）
- ・緊急連絡先（本人との関係）
- ・災害時個別支援計画の有無
- ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）



答 申 第 7 6 5 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和元年 8 月 23 日付け神
保障支第 2859 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 保健福祉局障害福祉部障害者支援課が保有する障害者の障害福祉サービスの利用状況等の情報を利用して支援対象者を把握することは、障害者の孤立化の防止など障害者が安心して生活できる地域見守り体制の構築に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【利用及び提供する内容】

■福祉情報システムから抽出する情報

- ・郵便番号
- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日
- ・障害程度（身体障害者・知的障害者）
- ・障害種別（身体障害者）
- ・障害区分（身体障害者）
- ・等級（精神障害者）
- ・障害福祉サービス支給決定情報
- ・障害福祉サービス利用情報
- ・重度心身障害者介護手当受給情報
- ・要配慮者

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

- ・入所している施設または入院している病院
- ・受給中の福祉サービス
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・同居者の有無（本人との関係）
- ・緊急連絡先（本人との関係）
- ・災害時個別支援計画の有無
- ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）



答 申 第 7 6 6 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和元年8月28日付け神戸保障更第299号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 保健福祉局障害福祉部更生相談所が保有する障害者手帳情報を利用して支援対象者を把握することは、障害者の孤立化の防止など障害者が安心して生活できる地域見守り体制の構築に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【福祉情報システム登録情報】

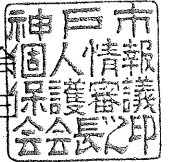
- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・身体障害者種別
- ・身体障害者障害程度
- ・身体障害者障害区分
- ・知的障害者障害程度
- ・要配慮者



答 申 第 7 6 7 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和元年8月26日付け神保保精第844号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 保健福祉局保健所精神保健福祉センターが保有する精神障害者保健福祉手帳情報を利用して支援対象者を把握することは、障害者の孤立化の防止など障害者が安心して生活できる地域見守り体制の構築に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【福祉情報システム登録情報】

- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 精神障害者保健福祉手帳等級
- ・ 要配慮者



答 申 第 7 6 8 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 8 月 23 日
付け神保障支第 2859 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 障害者の見守り事業を実施するにあたり、障害者見守り台帳を作成するため、障害者種別、障害者等級、障害者福祉サービス利用状況等の情報を電子計算機処理することは、障害者が安心して生活できる地域見守り体制の構築に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎…条例第11条第2項に該当する情報

【電子計算機処理内容】

■福祉情報端末から抽出する情報

- ・郵便番号
- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日

◎障害程度（身体障害者・知的障害者）

◎障害種別（身体障害者）

◎障害区分（身体障害者）

◎等級（精神障害者）

◎障害福祉サービス支給決定情報

◎障害福祉サービス利用情報

◎重度心身障害者介護手当受給情報

- ・要配慮者

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

◎入所している施設または入院している病院

◎受給中の福祉サービス

- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・同居者の有無（本人との関係）
- ・緊急連絡先（本人との関係）
- ・災害時個別支援計画の有無
- ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）